

### 判例研究

會社が成立後株券發行を怠っている場合における株式讓渡の會社に對する效力

福岡博之

株主總會決議取消請求事件・東京地裁昭三一  
(ワ)二七八四號、昭三三・一・一三民八判、  
一部棄却

判例時報一四一號一二頁以下掲載

#### 〔事實の概要〕

東洋軌材株式會社(被告)は、昭和二十五年一月二十五日設立、發行済株式總數六〇、〇〇〇株、一株の金額五〇圓、資本金三、〇〇〇、〇〇〇圓の株式會社である。右會社は、昭和三十一年一月一日、臨時株主總會を開催、取締役五名および監査役一名(氏名は省略する)の選任を決議し、同年二月一日、その旨の登記を了したが、高橋茂(原告)、奥村庄市(原告)の兩名は、いづれも、同會社の株主であるとして(すなわち、原告等の村は四、〇〇〇株の株主と主張される。奥)、右株主總會には招集手續および決議方法に瑕疵が在ったことを理由に(原告等請求原)、右株主總會決議取消を求めたため本訴に及んだ(商二四四)。

ところが、本件においては先ず、原告奥村が被告會社の株主であるか否かが、同原告と被告會社との間に争われている(他方、原告)

高橋が被告會社の六、〇〇〇株の株主であることは、當事者間に争いがない。被告會社は、原告奥村が被告會社の株主であることを否認し、且つ次の如く抗辯する——被告會社設立當時原告奥村は一四、〇〇〇株の株主であったが、昭和三十一年三月頃、自己宛の株式拂込金額收書(一四、〇〇〇株分)を當時被告會社代表者であった岡田信次に交付して、自己の有する一四、〇〇〇株を岡田に讓渡(裁判所の認定したところによれば、當時被告會社は、未だ株式を發行して)、被告會社は右讓渡を承認し、同年七月一日頃、岡田の請求に基き株主名義書換をなしたもので、原告奥村は被告會社の株主でないから、株主たることを前提とする同原告の本訴請求は失當である。また、かりに右株式讓渡が無効としても、被告會社は、昭和三十一年七月三〇日に、同年同月二十五日現在の株主名簿上の株主に對し株券を發行、原告奥村は、名簿上株主として記載されておらず、株券の交付を受けていないのは當然であり、右株券發行後は、同原告は被告會社に對し株主たることを主張し得ない——と。この抗辯に對し、原告奥村は、次の如く反駁する——同原告は、岡田に對し前記株式拂込金額收書の保管を依頼したにすぎないが、かりに株式を讓渡したものととしても、株券發行前の株式讓渡は、會社に對し效力を生じない。また、かりにこの主張が理由ないとしても、株式拂込金額收書の授受に際し、讓渡證書又は名義書換のための委任狀が添付されていなかったから株式讓渡の效力は發生する理由がない。従つて原告は被告會社の株主たるを失わない。そして、被告會社が昭和三十一年七月三〇日に、同年同月二十五日現在の名簿上の株主に株券を發行し、原告奥村に對しては株券を交付しな

かったとしても、かかる會社の違法措置により株主権を喪失せしめらるべき理由はない——と。

右の争点につき、裁判所の事實認定によると、原告奥村は、自己の持株全部を岡田に譲渡(四〇〇〇株の株主で、且つ取締役としていたが、取締役某との間に感情的な確執を生じ、昭和三〇年三月二日、取締役を辭任、當時の社長岡田の手による事務收拾を容易ならしめるため、岡田の持株数を増加せしめることとし、岡田)當時被告會社は未だ株券を發行していなかつたので、原告奥村は、單に自己宛の株式拂込金額收書を岡田に交付したにすぎないが、後に被告會社は右株式譲渡の效力を承認、昭和三〇年七月一日、右岡田名義に株主名簿上の名義書換がなされた事實が認められるので、結局、法律判斷を必要とされる問題は、株券發行前に、株式拂込金額收書を交付する方法を用いて當事者間に行われたかかる株式譲渡が會社に對する關係で效力を生じ得ると解されるか否かに在る。

(なお、原告等は、本件株主總會決議の取消さるべき理由を擧げているが、紙數の關係があるので、ここでは、この問題には立ち入らないことを御寛恕頂き度い。)

〔判決の要旨〕 原告奥村の請求は棄却(株主總會決議は取り消す)。

原告奥村の請求を棄却する理由として裁判所の判示するところを要約すると、(イ)商法二〇四條二項にいわゆる株券の發行前とは「現實に株券の發行される時期以前をいうのではなく、會社の規模と實情とに應じ株券が發行されるべき合理的時期の經過する迄と解さなければならぬ。けだし、會社は遲滞なく株券を發行すべき義務があるのに、これを怠りながら、株券の

發行のないことを理由として株主から株式譲渡の自由を奪うことは信義則からして許されない」からであるが、被告會社は、成立後前記譲渡の日迄四年有餘を経ており、被告會社の規模から見て株券の發行すべき合理的時期經過後のことに屬することは明白で、現實に株券發行はなとも株式譲渡を妨げられるものではなく、(ロ)現實に株券の發行される以前でも「既に株券を發行すべき合理的時期を經過した後に株式を譲渡する場合には、株券の存在することを前提とした商法第二〇五條一項所定の方法により得ないことは當然で……いやしくも株式拂込金額收書が授受されている限り譲渡證書が添付されていなくてもその譲受人が會社に對し譲渡證書以外の資料により株式取得の事實を立證して株主たることを主張することができるし、會社においてその責任と危険においてこの事實を認め、株主名簿に名義書換を了したとき株式譲渡を會社その他の第三者に對抗することができると解すべきであつて、本件においては、被告會社が前記株式譲渡を認め、且つ株主名簿上の名義書換をしたことが認定されるから、この時に岡田は株式譲渡を被告に對抗し得るに至り、従つて原告奥村が株主たることを前提とする原告の本訴請求は失當であると判示されている。

〔評釋〕 歸結には賛成であるが、その論旨には首肯しがたい點がある。

それは、とりもなおさず、商法二〇四條二項の規定の意味の解釋をめぐらる問題である。

株券發行前の株式譲渡の會社に對する效力の意味について



では、商法二〇四條二項にいわたる株券の發行を「株券が發行されるべき合理的時期の経過する迄と解さなければならぬ」(筆點)とする必要且つ充分な論據とはなり得ないであろう。なぜならば、一般的には株券發行前の株式讓渡が對會社關係においては效力を生じ得ないとする立場をとつても、會社が成立後商法二二六條一項に規定する遅滞なき株券發行の義務を怠つてゐることが明らかなる場合には(もつとも、「遅滞なく」株券を發行したか否があるわけではないから、事實問題として、會社の規模その他の事情をまつこととするが、石井、三戸岡共著「株式二七二頁、ならびに、鈴木竹雄編「株式實務」一〇九頁によれば、株券の調整は、引受株主の確定をまつて株券用の株主印刷原稿を作らなければ、本件事実の時期から二月ないし三月の期間を要するといふことであるから、大體辦込期より發行済株式總數六〇〇〇株、資本金三〇〇〇〇圓の比較的小規模の株式會社が、會社成立後四年餘りを経て、未だ株券發行の準備を怠つていないことは、不當に株券發行を遅延しているといふは、違反していることは、争う餘地もない。信義則(民法二項)からいって當然に、會社が株券未發行を理由に株式讓渡の效力を否認し得なくなると解する餘地もあり(大塚・株式の讓渡—株式會社法講座二卷六四會社法三四八頁、前記東京高)。このように、いわゆる合理的時期説をとらないで、現實の株券發行前の株式讓渡は對會社關係において效力を生じ得ないとする立場をとつても、會社が株券發行を不當に遷延していることが明らかなる場合に會社が自ら株式讓渡の效力を否認し得ないことを信義則から導き出すことができる以上、株式讓受人は、信義則を援用することによりその實質的權利を保護され得るので、二〇四條一項の株券發行の意義につき、あえて一般的に合理的時期説をとるには及ばないからである。いいかえれば、會社が株券發行を怠つてゐるときに株券未發行を口實として株式讓渡の效力を否認し得ない理由は、直接

に信義則から導き出されこそすれ、信義則が必ずしも合理的時期説をとらなければならない理由とはならないからである。

もともと、合理的時期説は——これを支持される大塚教授が詳細な理由付けを示しておられるように——昭和五年改正商法二〇四條一項のもとにおいて株式の自由讓渡性が現行株式會社の本質をなすものと解し、従つて二二六條一項も、違反に對する罰則を缺くといへ、特に重視されなければならないので、二二六條一項の規定は、單に發券を促進して株式讓渡等に支障なからしめるために在るのではなく、いわゆる一般發行の觀念を認め、合理的期間内における會社の義務を規定したもので、二〇四條二項の「株券の發行」もこれを受けた概念であるとする考え方(大塚・商事判例研究昭和三〇年度二—ジュリスト一五二號九)に基くものであり、その狙いは、株券發行前においても、實際界においては株式流通の需要が大であることから、これに應じて株券發行前の株式讓渡を對會社關係においてできるだけ保障しようとするに在ると思われる。しかし、このような考え方に對して、商法が常時變動する株主の集團と會社との關係を容易に且つ劃一的に處理するために株券・裏書・讓渡證書・株主名簿のような法的技術を用いてゐることにかんがみ、株券發行前の株式讓渡を對會社關係においても效力を生ずるものとすると、株主處理を容易且つ迅速にさせようとする商法の立前が崩れてしまうので、二〇四條二項は、このような法的技術を破らないうちに株券發行までは株主名簿の名義書換停止と同じ状態にしておこうという趣旨に基くものであるとする反對説があ

つて(並木・株券發行前の株式譲渡の效力〔判批〕企業會計八、株主と會社との間の社團的關係の劃一的且つ迅速な處理の必要性を一層重視するのである。この説のように、形式的・劃一的な株主處理による會社の利益を一層重視すべきであるか、あるいは合理的時期説のように株式譲渡當事者の利益を一層重視すべきであるかは、にわかには決したい問題であるが、商法が株式の自由譲渡性を重視しているとしても——事實重視していることは明らかであるが(四條二項)——それは二〇四條二項の解釋について合理的時期説をとるべきであるとすれば、その強い根據となるであろうか。

商法は、二〇四條一項において株式譲渡の自由を強く保障する立場をとっていることと相俟って、二〇五條一項において記名株式譲渡については株券の裏書交付の方法もしくは株券ならびに譲渡證書の交付の方法のいずれかによるべきことを強行的に確立し、株券による株式の流通性を保障するとともに(參照、石井「株式の譲渡」松本先生、このような譲渡方法の要式化に(古稀記念論文集三三四—三三五頁))、このように譲渡方法の要式化によって同時に會社の劃一的且つ迅速な株主處理をも圖っており(株券發行後は、株券を中心として株主の所在を定め、株券によって株主名簿を書き換えることとなり、會社は裏書の連絡した株券または譲渡證書付株券の所持人の株主たる資格(商法二〇五條二項、二〇五條三項)を惡意重過失なくして信用して名義書換すれば、實質上株主たる資格がなかつた場合でも、會社は免責され、且株主名簿に記載されたものを惡意重過失なくして株主として取り扱つてゆけば、實質上株主たる資格がない場合でも、會社は免責される(參照、並木・前掲箇所))、従つて株券發行交付後においては、株式自由譲渡性に係る取引當事者の利益と株主處理上の會社の利益とは、背反することが少いのであるが、株券發行交付前においては、株式譲渡の法律關係を會社に對する關係で明確化する劃一的な法的技術

が未だ見出されていないゆえに(これに反し、ドイツ株式法は、會社登記簿(Zwischenschein)という株主權を表彰する有價證券を發行し得ることを認め(G. § 8 Abs. 5, § 10 Abs. 3, Vgl. Godin-Wilhelm, Aktiengesetz § 8 Ann. 13; Gadow-Heinichen n. a., Aktiengesetz Bd. I, Lief. 1, 2 Aufl., § 8 Ann. 18 n. 20))、その譲渡方法は、記名株式の譲渡に準ずるものとされて(AG. § 61)、株式譲渡の強化された自由の保障(商法二〇四條二項)と株主處理における會社責任の輕減(五條二項、三項參照、二〇)という二つの要求の妥協を圖るため、商法は、一方では二二六條一項の規定をもつて會社に成立後遲滞なき株券發行の義務を課することにより、株券のない株式の生ずること——およびこのことから株式譲渡の法律關係が會社に對し、不明確となること——をできるだけ少なくするようにつとめるとともに(參照、大隅大森・説二)、他方では株券發行前の株式譲渡の效力を絕對的に否認することなく單に株券發行に至るまでは對會社關係において停止させる趣旨で二〇四條二項の規定を從來通り踏襲したにすぎないものと解するのが相當であり(従つて、株券發行前の株式譲渡といふ關係においても效力を生ずると解すること(大隅)前述のように譲渡方法の要式化によつて株券による株式の流通性の保障と同時に會社の株主處理の圓滑化も圖られていることを併せ考えると、株券發行前においても合理的時期の經過後は株券發行後と同じ程度に株式の自由譲渡性を認めるべきであるとするだけの決定的な理由を見出すことは困難である。そればかりでなく、一定の基準のない不明確な合理的時期を限界として、株式譲渡には株券を必ず伴ふことを要するか、または、株券を伴わないでもこれをなし得るかが決定されるとすれば、かえつて株式流通の安全を害することとなり(參照、田中(誠)吉永、この説の狙いで

